

いじめ防止基本方針改定のポイント

～組織的な対応でいじめの積極的な認知を！～

H29.11月号

平成29年3月、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受け、7月には「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を改定しました。各市町村では基本方針の改定に向け、また各校では、いじめ防止基本方針の見直しに向け、動きだされていると思います。今回は、改定した県の基本方針で追記されたポイントをまとめましたので、見直し等の参考に御活用ください。

《小中学生への6年間のいじめの追跡調査》

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある・・・9割

した経験がある・・・

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2013-2015

いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得るのです！



＜鳥取県の基本的な方針改定のポイント＞

(※ページ番号は、県の基本方針内のページを表します。)

①いじめの定義と認知(P1)

・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知することが必要。

②いじめの防止のための方針と組織(P5)

・学校は、いじめにつながる行為等の情報が一部の教職員にとどまることなく、組織による認知が機動的に行えるように、**情報を集約するしくみ**をつくる。そのため、**情報を集約・整理する担当を設け**、その担当が中心になって、管理職への報告を行い、**組織の判断を得たのち、その判断に基づいた動きを学校体制で行う**。

情報集約担当者は、対応の中心となって動きます。生徒指導担当や教頭等、学校の実態に合わせて決定してください。場合によっては、1人ではなく、少人数のチームでの担当でもよいです。



共通理解を図り、組織的な動きの改善に

③早期発見(P10)

・教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの**訴えを抱え込まずに**、または**対応不要であると個人で判断せず**に、直ちにすべてを集約する担当を通じて**組織に報告・相談**する。

④早期対応・事案対処(P11～12)

・いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、**即日**、情報について速やかに**組織で協議し、組織的な対応**につなげる。

・教職員は、いじめが**解消するまで、継続的に見守り、支援**を行う。

【いじめが解消している状態とは・・・】

- いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）
 - 被害者が心身の苦痛を感じていないこと（被害者本人及びその保護者に対し、面談等により確認）
- であり、他の事情も勘案して慎重に判断する。

＜学校いじめ防止基本方針見直しにともなって・・・＞

①いじめの定義と認知について、全職員で共通理解を！

②情報を集約・整理する担当を設置！

③学校のいじめ対策組織が機能しているかどうかは鍵！

いじめ・不登校総合対策センターのHPも、ぜひ参考にしてみてください。

